

第129期 決算公告

2020年6月25日

水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 常陽銀行
取締役頭取 笹島 律夫

貸借対照表（2020年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	1,118,929	預金	8,973,110
現金	81,421	当座預金	206,070
預け	1,037,508	普通預金	6,012,238
コ ー ル	12,778	貯蓄預金	42,639
買入金	5,901	通知預金	13,100
特定取引	13,124	定期預金	2,437,754
商品有価証券	938	その他の預金	261,306
特定金融派生商品	3,186	譲渡性預金	84,279
その他の特定取引	8,999	コ ー ル	73,257
有価証券	2,837,426	売現先勤	67,430
国債	396,695	債券借取引受入担保	110,835
地方債	772,555	特定取引負	1,770
社債	577,468	特定金融派生商品	1,770
その他の証券	197,215	借入金	938,779
貸出	893,491	借入金	938,779
引形手貸付	6,759,983	外国為替	1,689
手形	15,772	売渡外為替	402
証書貸付	208,398	未払外為替	1,287
当座貸	5,975,603	社信託勤定	5,000
外 国 為 替	560,209	その他の負債	1,199
外 国 為 替	10,224	未決済為替	35,559
外 国 為 替	9,387	未決済法人税	207
外 国 為 替	51	未決済費用	1,839
その他の資産	784	未前受取り	6,578
未決済替	83,685	従業員預り	3,087
未払費用	501	金融派生商品	1,739
未収収益	712	金融商品等受入担保	4,869
先物取引差入証拠	7,646	金融商品等受入担保	2,403
金融派生商品差入担保	160	その他の負債	1,420
金融商品等差入担保	7,367	役員賞与引当金	13,413
その他の資産	1,871	退職給付引当金	121
有形固定資産	65,427	睡眠預金払戻引当金	7,618
建物	74,635	ポイント引当金	1,923
土地	26,896	偶発損失引当金	121
建設仮勘定	42,807	繰延税金負債	952
その他の有形固定資産	1,227	再評価に係る繰延税金負債	9,501
無形固定資産	3	支払承	8,000
ソフトウェア	7,998	負債の部合計	12,897
リース資産	5,170		
その他の無形固定資産	193	(純資産の部)	
前払年金	2,634	資本剰余金	85,113
支倒引当	7,102	資本剰余金	58,574
投資損失引当	12,897	利益剰余金	58,574
	△ 32,903	利益剰余金	352,538
	△ 292	利益剰余金	55,317
		その他の利益剰余金	297,221
		固定資産圧縮積立	1,090
		別途積立	222,432
		繰越利益剰余金	73,698
		株主資本合計	496,225
		その他の有価証券評価差額	69,472
		繰延ヘッジ損益	△ 180
		土地再評価差額	11,928
		評価・換算差額等合計	81,220
		純資産の部合計	577,446
資産の部合計	10,911,493	負債及び純資産の部合計	10,911,493

損益計算書 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		150,564
資金運用収益	100,893	
貸出金利息	63,264	
有価証券利息配当金	36,802	
コールローン利息	99	
預け金の利息	325	
その他の受入利息	401	
信託報酬	46	
役員取引等収益	26,145	
受入為替手数料	6,059	
その他の役員収益	20,086	
特定取引収益	517	
商品有価証券収益	56	
特定金融派生商品収益	459	
その他の特定取引収益	1	
その他業務収益	6,666	
外国為替売買益	934	
国債等債券売却益	4,940	
金融派生商品収益	790	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	16,295	
償却債権取立益	1,128	
株式等売却益	14,391	
その他の経常収益	775	
経常費用		114,879
資金調達費用	9,132	
預金利息	3,760	
譲渡性預金利息	23	
コールマネー利息	623	
売現先利息	378	
債券貸借取引支払利息	38	
借入金利息	1,550	
社債利息	132	
金利スワップ支払利息	2,150	
その他の支払利息	474	
役員取引等費用	8,992	
支払為替手数料	1,319	
その他の役員費用	7,672	
その他業務費用	5,934	
国債等債券売却損	5,934	
営業経費用	64,791	
その他経費用	26,027	
貸倒引当金繰入額	5,196	
偶発損失引当金繰入額	276	
投資損失引当金繰入額	452	
ポイント引当金繰入額	121	
貸出金償却	5,200	
株式等売却損	13,087	
株式等償却	686	
その他の経常費用	1,004	
経常利益		35,685
特別利益		24
固定資産処分益	24	
特別損失		1,357
固定資産処分損失	257	
減損損失	1,099	
税引前当期純利益		34,353
法人税、住民税及び事業税	10,851	
法人税等調整額	△ 1,151	
法人税等合計		9,699
当期純利益		24,653

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として国内株式及び国内投資信託については決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに直近算定期間の状況など将来見込みに必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,144百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む)への賞与の支払に備えるため、役員(執行役員を含む)に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺

するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

その他有価証券のうち、政策投資目的で保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジあるいは、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

未適用の会計基準等

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めるように検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(本会計基準)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたってはIAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症は、2020年度事業年度の前半に収束し、徐々に経済活動等も回復するものと見ておりますが、業種によっては売上減少など業績への影響が残るものと想定し、特に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、上記の影響を受けると見込まれる債務者の足許の業績悪化の状況を債務者区分に反映させ、貸倒引当金を計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,065万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,091百万円、延滞債権額は73,962百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は95百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,461百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,611百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,824百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

有価証券	1,190,147百万円
貸出金	90,578百万円

 担保資産に対応する債務

預金	34,890百万円
売現先勘定	67,430百万円
債券貸借取引受入担保金	110,835百万円
借入金	938,495百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券4,005百万円を差し入れております。
 また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金44,918百万円、保証金・敷金2,618百万円、公金事務等取扱担保金2,034百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,569,393百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが724,861百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 24,596百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 83,405百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,352百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は79,988百万円であります。

13. 関係会社に対する金銭債権総額 23,933百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 37,390百万円

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,185百万円であります。

16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、11.72%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 198百万円

役員取引等に係る収益総額 109百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 34百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 6百万円

役員取引等に係る費用総額 1,486百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 3,006百万円

2. 「減損損失」は、店舗統廃合等の決定、営業キャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地 699 百万円、建物 310 百万円、借地権 45 百万円、動産 42 百万円であります。

稼働資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万 円)
親会社	株式会社 めぶきフ ィナンシ ャルグル ープ	(被所有) 直接 100	経営 管理等 ・ 役員の 兼任	新株予約権付 社債に対する 保証料の受取	22	—	—
				資金の貸付	20,000	貸出金	20,000
				利息の受取	140	—	—

- (注) 1. 保証料については、一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。
 2. 資金の貸付については、返済条件は借入期間が5年で無担保・期日一括返済方式であり、一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しております。
 3. 資金の貸付の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万 円)
子法人等	常陽信用 保証(株)	(所有) 直接 100	役員の 兼任	当行の住宅ロ ーン債権等 に対する被保証 残高	1,653,770	—	—
				保証料の支払	1,286	未払 費用	107
				代位弁済受入 額	2,254	—	—

- (注) 保証料については、一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。なお、被保証残高のうち、住宅ローン債権等に関する被保証残高 1,345,617 百万円については住宅ローン債権等の債務者が保証料を支払っております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万 円)
役員及び その近親 者	鈴木 欣一	—	—	資金の貸付	102	貸出金	100

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しております。また、資金の貸付の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	79,307	80,318	1,011
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	79,307	80,318	1,011
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	79,307	80,318	1,011
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	6,181	6,110	△70
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,181	6,110	△70
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	6,181	6,110	△70
合計	85,488	86,429	940	

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,541
関連法人等株式	—
合計	2,541

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	166,826	75,517	91,308
	債券	1,348,951	1,338,031	10,919
	国債	306,893	303,194	3,698
	地方債	636,618	633,054	3,564
	社債	405,438	401,781	3,656
	その他	536,682	503,023	33,659
	外国債券	354,166	335,431	18,734
	その他	182,516	167,591	14,924
	小計	2,052,460	1,916,572	135,887
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	25,214	31,352	△ 6,138
	債券	312,279	314,135	△ 1,855
	国債	89,802	90,979	△ 1,177
	地方債	135,936	136,058	△ 122
	社債	86,540	87,096	△ 556
	その他	337,558	366,694	△ 29,135
	外国債券	151,224	157,133	△ 5,908
	その他	186,333	209,561	△ 23,227
	小計	675,052	712,182	△ 37,129
合計	2,727,512	2,628,755	98,757	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,633
外国株式	0
組合出資金	18,731
信託受益権	898
合計	22,263

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	17,694	7,737	1,217
債券	50,815	230	797
国債	50,815	230	797
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	212,532	11,360	17,006
外国債券	76,110	2,748	0
その他	136,421	8,611	17,006
合計	281,042	19,327	19,022

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、628百万円（うち、株式628百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）の趣旨に基づき、当事業年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年3月31日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	12,966	百万円
退職給付引当金	7,275	
有価証券	1,229	
固定資産減損損失	920	
賞与引当金	759	
減価償却費	653	
睡眠預金払戻損失引当金	584	
その他	3,360	
繰延税金資産小計	27,749	
評価性引当額	△2,388	
繰延税金資産合計	25,360	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△29,340	
退職給付信託設定額	△4,467	
その他	△1,053	
繰延税金負債合計	△34,862	
繰延税金負債の純額	△9,501	百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 798円77銭

1株当たりの当期純利益金額 34円10銭

信託財産残高表(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
信 託 受 益 権	57	金 銭 信 託	1,226
有 形 固 定 資 産	2,066	包 括 信 託	2,476
無 形 固 定 資 産	182		
そ の 他 債 権	10		
銀 行 勘 定 貸	1,199		
現 金 預 け 金	186		
合 計	3,703	合 計	3,703

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産 一百万円
 3. 元本補てん契約のある信託の貸出金は、該当ありません。

元本補てん契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	1,185	元 本	1,185
		そ の 他	0
計	1,185	計	1,185

- (注) 貸付信託は取り扱っておりません。

第129期 決算公告

2020年6月25日

水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 常陽銀行
取締役頭取 笹島 律夫

連結貸借対照表（2020年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,118,931	預 金	8,965,085
コーロローン及び買入手形	12,778	譲 渡 性 預 金	57,229
買 入 金 銭 債 権	5,901	コーлмаネー及び売渡手形	73,257
特 定 取 引 資 産	13,124	売 現 先 勘 定	67,430
有 価 証 券	2,837,405	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	110,835
貸 出 金	6,758,287	特 定 取 引 負 債	1,770
外 国 為 替	10,224	借 用 金	938,779
そ の 他 資 産	90,170	外 国 為 替	1,689
有 形 固 定 資 産	81,342	社 債	5,000
建 物	28,944	信 託 勘 定 借	1,199
土 地	47,390	そ の 他 負 債	58,862
リ ー ス 資 産	1,291	役 員 賞 与 引 当 金	121
建 設 仮 勘 定	3	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,633
その他の有形固定資産	3,712	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	16
無 形 固 定 資 産	8,065	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,923
ソ フ ト ウ ェ ア	5,209	ポ イ ン ト 引 当 金	160
リ ー ス 資 産	213	利 息 返 還 損 失 引 当 金	3
その他の無形固定資産	2,642	偶 発 損 失 引 当 金	952
繰 延 税 金 資 産	704	繰 延 税 金 負 債	4,620
支 払 承 諾 見 返	12,897	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	8,680
貸 倒 引 当 金	△ 37,501	負 の の れ ん	553
投 資 損 失 引 当 金	△ 292	支 払 承 諾	12,897
		負 債 の 部 合 計	10,319,701
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	85,113
		資 本 剰 余 金	59,705
		利 益 剰 余 金	370,006
		株 主 資 本 合 計	514,825
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	69,484
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 180
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,485
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 5,277
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	77,512
		純 資 産 の 部 合 計	592,338
資 産 の 部 合 計	10,912,040	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,912,040

連結損益計算書 (2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		155,559
資	金 運 用 収 益	100,909	
	貸 出 金 利 息	63,302	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	36,804	
	コー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	99	
	預 け 金 利 息	325	
	そ の 他 の 受 入 利 息	377	
信	託 報 酬	46	
役	務 取 引 等 収 益	29,426	
特	定 取 引 収 益	517	
そ	の 他 業 務 収 益	6,666	
そ	の 他 経 常 収 益	17,992	
	償 却 債 権 取 立 益	1,721	
	そ の 他 の 経 常 収 益	16,271	
経	常 費 用		116,127
資	金 調 達 費 用	9,137	
	預 金 利 息	3,760	
	譲 渡 性 預 金 利 息	20	
	コー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	623	
	売 現 先 利 息	378	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	38	
	借 用 金 利 息	1,550	
	社 債 利 息	132	
	そ の 他 の 支 払 利 息	2,632	
役	務 取 引 等 費 用	7,505	
そ	の 他 業 務 費 用	5,934	
営	業 他 経 常 費 用	64,957	
そ	の 他 経 常 費 用	28,591	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,299	
	そ の 他 の 経 常 費 用	24,292	
経	常 利 益		39,432
特	別 利 益		24
固	定 資 産 処 分 益	24	
特	別 損 失		1,365
固	定 資 産 処 分 損 失	265	
減	損 損 失	1,099	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		38,092
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,788	
法	人 税 等 調 整 額	△ 835	
法	人 税 等 合 計		10,953
当	期 純 利 益		27,138
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		27,138

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

常陽コンピューターサービス株式会社

常陽信用保証株式会社

株式会社常陽クレジット

常陽ビジネスサービス株式会社

株式会社常陽産業研究所

常陽施設管理株式会社

(連結の範囲の変更)

常陽キャッシュサービス株式会社は、2019年3月31日付で解散し、同年8月9日付で清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合

つくばエクシード投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

② 持分法適用の関連法人等 0社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合

つくばエクシード投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等 4社

会社名

いばらき絆投資事業有限責任組合

いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合

いばらき創生ファンド投資事業有限責任組合

めぶき地域創生投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

(4) 負ののれんの償却に関する事項

20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として国内株式及び国内投資信託については連結決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める

額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに直近算定期間の状況など将来見込みに必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,999百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む）への賞与の支払いに備えるため、役員（執行役員を含む）に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行並びに連結される子会社及び子法人等のうち1社が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等のうち1社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 株価変動リスク・ヘッジ

当行のその他有価証券のうち、政策投資目的で保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

なお、当行の一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジあるいは、金利スワップの特例処理を行っております。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、当行については現金及び日本銀行への預け金であり、連結される子会社及び子法人等については、現金及び預け金（定期預け金を除く）であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(18) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

未適用の会計基準等

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めるように検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(本会計基準)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたってはIAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行及び連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症は、2020年度連結会計期間の前半に収束し、徐々に経済活動等も回復するものと見ておりますが、業種によっては売上減少など業績への影響が残るものと想定し、特に当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、上記の影響を受けると見込まれる債務者の足許の業績悪化の状況を債務者区分に反映させ、貸倒引当金を計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 1,530百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,132百万円、延滞債権額は74,535百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は95百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,461百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は88,224百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,824百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

有価証券	1,190,147百万円
貸出金	90,578百万円

 担保資産に対応する債務

預金	34,890百万円
売現先勘定	67,430百万円
債券貸借取引受入担保金	110,835百万円
借入金	938,495百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券4,005百万円を差し入れております。
 なお、その他資産には、中央清算機関差入証拠金44,918百万円、公金事務等取扱担保金2,034百万円、金融商品等差入担保金1,871百万円、保証金・敷金1,267百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,579,683百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが721,074百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 24,041百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 87,155百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,360百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は79,988百万円であります。

13. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,185百万円であります。

14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロ（10）に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、12.22%であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、株式等売却損13,087百万円、貸出金償却6,853百万円を含んでおります。

2. 「減損損失」は、店舗統廃合等の決定、営業キャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地699百万円、建物310百万円、借地権45百万円、動産42百万円であります。

当行並びに連結される子会社及び子法人等の稼働資産については、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービスを提供しております。主に、預金の受け入れにより資金調達を行い、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。金利変動、為替変動及び価額変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、こうした変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合管理（ALM）を行っております。また、デリバティブ取引として、金利関連、通貨関連、債券関連等の取引を行っており、ヘッジ目的の取引とヘッジ目的以外の取引があります。

一部の連結子会社では有価証券投資による資金運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金と有価証券です。貸出金については取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しております。また、有価証券は、主に債券、株式等であり、売買目的、満期保有目的、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを有しております。

金融負債である預金については、満期のない当座預金・普通預金等と、満期のある定期預金等があります。これら預金については、払い出しが集中することにより資金繰りが悪化するリスクを有しております。

借入金及び社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを有しております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引については、為替や金利に係るお客様のリスクヘッジニーズに対応するため、及び当行の市場リスクの適切な管理を目的とし、ALMの効率的な運営のため、また、個別取引ヘッジに活用するために利用しております。

デリバティブ取引は、金利・為替などの市場の変動により損失が発生する市場リスクを有しております。また、この他に、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスクを有しております。

金利リスクに対するヘッジのうち、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象の資産・負債とヘッジ手段の金利スワップ取引等を個別に指定または一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。為替変動リスクに対するヘッジについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。「金利スワップの特例処理」につきましては、「事後テスト」において引き続き特例の要件を満たしていることを確認しております。

短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定のポジション限度や損失限度等を設定しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理

当行グループでは、保有するさまざまな金融資産・負債が晒されているリスクや銀行業務に伴うリスクを総体的に管理するため、「統合的リスク管理」を行っております。具体的には、普通株式等 Tier I を原資にリスクの種類別に資本を配賦した上で、当行グループが保有するリスクを定期的に定量化し、配賦資本を超えないようにコントロールしています。また、定量的に捉えきれないリスクについては、ストレステスト等を実施して、リスクの把握に努めております。

② 信用リスクの管理

当行グループでは、「信用リスク管理指針」を制定し、適切な個別与信管理と、リスク分散を柱とする与信ポートフォリオ管理を基本方針としております。

審査部門については、営業推進部署から分離し、審査の厳格化を図るとともに、与信先

の中間管理の徹底により債権の劣化防止に努めております。

資産の健全性を評価する自己査定では、営業店が格付区分に基づき債務者区分を判定し、本部審査部門(審査所管部)がこれを検証しております。さらに親会社の監査部が自己査定結果やプロセスの正確性について監査を実施する体制を敷いております。

有価証券発行体の信用リスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を常時行うとともに、一般の融資先と同様に、格付を付与し、自己査定を実施しております。

③市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当行グループでは、銀行勘定における金利リスクに対して、当行の体力に見合ったリスク限度を設定し、ALM 態勢を通じて厳格に対応しています。

金利リスクを適切にコントロールするため、「リスク管理基本規程」「統合的リスク管理規程」「ALM 運営要領」を定め、半期ごとの総合予算委員会における討議ののち、取締役会において配賦可能資本の範囲内で、リスク対応方針及びリスク許容限度額を設定し、その限度内でリスク・テイクを行う態勢としております。

金利リスクの計測は、VaR(バリュー・アット・リスク)により行っております。限度額を超過しないよう、アラームポイントを設定し、ALM 委員会において、その抵触状況、限度額の遵守状況を月次でチェックする態勢としております。

また、リスク計測方法は、VaR のほか、BPV(ベータポイント・バリュー)、シナリオ分析(シミュレーション法)、金利感応度分析などを用いてリスクの多面的な分析を行い、当行の体力に見合う範囲にコントロールしております。

(ii)為替リスクの管理

当行グループでは、為替リスクに対しては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等のヘッジ手段によりコントロールを行っております。

さらに、お客様から外国為替取引を受けることで発生する為替リスクについては、個別案件ごとに、または外国為替持高管理により、市場で反対取引を行うことで為替リスクを相殺しております。

そのほか、外貨建収益の円換算において為替相場の影響を受けるリスクについては、毎月末にその月中に生じた外貨の期間利息相当額を円転することで、為替リスクの軽減を図っております。

(iii)価格変動リスクの管理

当行グループでは、株式・投資信託等の価格変動リスクに対しては、当行の体力に見合ったリスク限度を設定し、資産・負債の総合管理態勢を通じて厳格に管理しています。

価格変動リスクを適切にコントロールするため、半期ごとの総合予算委員会における討議ののち、取締役会において配賦可能資本の範囲内でリスク許容限度額の設定を行う態勢としております。

価格変動リスクの計測は、VaR によって行っております。限度額を超過しないよう、アラームポイントを設定し、ALM 委員会において、その抵触状況、限度額の遵守状況を月次でチェックする態勢としております。

また、評価損益の状況を日次で把握し、評価損の拡大を防止するため、一定の基準を設けて管理しております。

(iv)デリバティブ取引

当行グループでは、デリバティブ取引は、主に金利、為替リスクのヘッジ手段として取引を行っております。

デリバティブ取引の取引相手の信用リスクに関しては、限度枠を設定し、コントロールを行っております。

金融機関向けのデリバティブ取引については、「銀行・証券別クレジットライン管理規程」に基づき、個社別のクレジットラインを設定し、与信額を日次で管理しております。

また、対顧客向けのデリバティブ取引については、融資取引と同様、お客様毎の信用力、取引状況等に応じて設定し、融資取引など他の与信取引と合算して個社別に管理を行っております。

(v)トレーディング取引

当行では、主に債券、為替取引及びデリバティブ取引についてトレーディング取引を行っております。「トレーディング・リスク管理規程」に基づき、一定のポジション限度やリスク許容度、損失限度等を設定し運営しております。

④資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクの運営にあたり、「市場・流動性リスク管理規程」に基づき、キャッシュ・フローを十分に分析した上で資金繰りを実施するとともに、バランスシート構造、受信状況、担保繰り、流動性維持のためのコスト等に常に注意を払い、資金調達先の多様性及び安定性の確保に努めております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,118,931	1,118,931	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	87,988	88,930	941
その他有価証券	2,727,133	2,727,133	—
(3) 貸出金	6,758,287		
貸倒引当金(*1)	△32,856		
	6,725,430	6,813,873	88,443
資産計	10,659,483	10,748,868	89,384
(1) 預金	8,965,085	8,965,184	△99
(2) 譲渡性預金	57,229	57,229	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	110,835	110,835	—
(4) 借入金	938,779	938,779	—
負債計	10,071,929	10,072,028	△99
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,677	1,677	—
ヘッジ会計が適用されているもの	2,236	2,236	—
デリバティブ取引計	3,913	3,913	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出された現在価値を時価としております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて

算出しております。

保有する全ての変動利付国債および証券化商品は、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率及び回収率に基づいて算出した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、株式関連取引（株式先渡取引等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	2,646
② 組合出資金(*3)	18,738
③ 信託受益権(*1)	898
合 計	22,283

(*1)非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)当連結会計年度において、非上場株式について63百万円減損処理を行っております。

(*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,037,508	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	23,725	38,375	22,581	3,044	262	—
うち国債	2,000	—	—	—	—	—
地方債	50	150	300	—	—	—
社債	21,675	38,225	22,281	3,044	262	—
その他有価証券のうち満期があるもの	321,941	402,968	341,636	205,685	527,392	561,349
うち国債	154,500	35,000	25,000	—	—	176,300
地方債	68,374	178,997	175,173	142,323	197,747	5,033
社債	85,561	121,203	31,496	24,552	16,100	205,084
外国債券	7,782	54,842	41,833	22,855	203,112	154,124
その他	5,722	12,925	68,133	15,955	110,432	20,805
貸出金(*)	1,875,936	1,038,534	853,658	556,962	605,619	1,681,422
合 計	3,259,112	1,479,877	1,217,877	765,692	1,133,273	2,242,772

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない75,668百万円、期間の定めのないもの70,485百万円は含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	8,357,25	518,360	70,120	1,630	17,717	—
譲渡性預金	5	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	57,229	—	—	—	—	—
借入金	110,835	118	92	6	—	—
合 計	9,463,882	518,479	70,213	1,636	17,717	—

(*)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券並びに「買入金
 銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えるもの	債券	81,507	82,519	1,012
	国債	2,000	2,001	0
	地方債	200	200	0
	社債	79,307	80,318	1,011
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	81,507	82,519	1,012
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えないもの	債券	6,481	6,410	△70
	国債	—	—	—
	地方債	299	299	△0
	社債	6,181	6,110	△70
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	6,481	6,410	△70
合計		87,988	88,930	941

3. その他有価証券 (2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるもの	株式	166,826	75,505	91,321
	債券	1,348,951	1,338,031	10,919
	国債	306,893	303,194	3,698
	地方債	636,618	633,054	3,564
	社債	405,438	401,781	3,656
	その他	536,682	503,023	33,659
	外国債券	354,166	335,431	18,734
	その他	182,516	167,591	14,924
	小計	2,052,460	1,916,560	135,900
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えないもの	株式	25,214	31,352	△6,138
	債券	312,279	314,135	△1,855
	国債	89,802	90,979	△1,177
	地方債	135,936	136,058	△122
	社債	86,540	87,096	△556
	その他	337,558	366,694	△29,135
	外国債券	151,224	157,133	△5,908
	その他	186,333	209,561	△23,227
	小計	675,052	712,182	△37,129
合計		2,727,512	2,628,742	98,770

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	17,694	7,737	1,217
債券	50,815	230	797
国債	50,815	230	797
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	212,532	11,360	17,006
外国債券	76,110	2,748	0
その他	136,421	8,611	17,006
合計	281,042	19,327	19,022

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、628百万円（うち、株式628百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）の趣旨に基づき、当事業年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年3月31日現在）

該当ありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 819円38銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 37円54銭